	該当文書・ページ番号	該当項番	質問内容	回答
1	仕様書・2ページ	6.開所日及び開所時間（2）	夏季休業期間中の学校完全閉校日は、裾野市内の小学校が統一か小学校ごとに違うのかをご教示願います。合わせて具体的な令和8年度における完全閉校日についてご教示願います。	裾野市内の小学校で統一となります。 令和8年度の完全閉校日は令和8年8月10日から8月14日までとなります。
2	仕様書・2ページ	6.開所日及び開所時間（2）	「学校完全閉校日」は何日間ありますか。 令和9年以降の日数がお決まりでなければ令和７年度の実績をご教授ください。	日数の決まりはありません。 令和7年度の完全閉校日は令和7年8月12日から8月15日までとなります。
3	仕様書・2ページ	6.開所日及び開所時間（4）	小学校区内での合同開所や利用希望のないクラブの休所等は別途協議することができるとの記載がありますが、合同開所について小学校区を超えた受け入れは可能となりますか、また全く土曜利用希望がないクラブでの年間250日以上の開所については日数確保の為の方策を講じる必要があるものと考えればよろしいでしょうか。	基本は各小学校区内での受け入れを想定しております。 日数確保についてはお見込のとおりです。
4	仕様書・3ページ	7.受託者が行う業務内容（2）	現在の利用者負担金の徴収方法及び滞納状況についてご教示願います。また滞納者への対応として、督促の状況や件数、何ヶ月滞納が続いた場合に退室となる等の滞納者に対する具体的な方法や基準等があれば合わせてご教示願います。	受託者が口座引き落としにより利用者負担金の徴収を行っております。 滞納者への対応については受託者が行っているため、市では具体的な方法や基準等を示しておりません。
5	仕様書・3ページ	7.受託者が行う業務内容（2）	児童一人あたりのおやつ代は月額でいくらで提供されていますか。またおやつ購入に際し裾野市内からの購入先等の指定があるのか、アレルギー対策として具体的なクラブごとの対応件数等、現在のおやつの提供に関する実態等についてご教示願います。	利用料月額8,000円のうち、各児童室の支援員等が予算に応じておやつを購入しております。 購入先等の指定はありません。 アレルギーを持つ児童については、保護者の方におやつを用意していただく場合があります。（その場合は利用料からおやつ代を減額します。）
6	仕様書・4ページ	7.受託者が行う業務内容（3）	特別な支援が必要な児童の受け入れについて、各児童室における受け入れの実績数及びその為の加配置の人数の現在の状況をご教示願います。また合わせて令和9年4月における見込み値等が分かるようであればご教示願います。	個人が特定されてしまう可能性があるため回答できません。 また、値の見込みはしておりません。
7	仕様書・5ページ	8.従業者の体制等（2）	各児童室の加配児童数（障がい、アレルギー、医療ケア児を含む）について、令和7年度の実績をご教示ください。 加配置が必要であれば追加で1名と記載がありますが、加配支援員数が1名に対しての加配児童数をご教示ください。	個人が特定されてしまう可能性があるため回答できません。 加配支援員の配置については、市と受託者の協議によるものとします。
8	仕様書・5ページ	8.従業者の体制等（6）	現在放課後児童室の従事者のうち希望者の雇用を優先したいと考えていますが、現在の従事者の人数や雇用条件（給与・時給・賞与・手当等）についてご教示願います。	受託者が仕様書の要求を満たす内容で対応しております。 支援員の雇用は受託者が行っているため、雇用条件等の詳細を市ではお示しできません。
9	仕様書・5ページ	8.従業者の体制等（6）	必要人員の確保について、現在勤務している職員の賃金、振込手数料、交通費、社会保険・労働保険の加入有無、賞与などの一時金の有無（有の場合には個別の令和７年度実績）をご教示ください。 現在の各児童室の主任及び支援員、補助員、加配職員数の配置をご教示ください。	受託者が仕様書の要求を満たす内容で対応しております。 支援員の雇用は受託者が行っているため、雇用条件等の詳細を市ではお示しできません。
10	仕様書・6ページ	11.施設整備の仕様	現在、各児童室に設置されている備品について、市の無償貸与分の備品・設備リスト、各児童室の平面図等があれば開示願います。	各児童室の備品・設備リストは作成しておりません。平面図は、10月20日から28日までの間、市役所3階教育総務課窓口にて閲覧可能です。
11	仕様書・6ページ	11.施設整備の仕様	運営主体が変更になった場合に、現在ある物品について現行業者に帰属する物で引き上げるものがありましたら、ご教示ください。	現行業者に属する物品の扱いについての協議を行っていないため、現時点ではお答えできません。
12	仕様書・6ページ	13.保険等の加入	現在加入されている普通傷害保険の適用範囲や補償内容、保険料についてご教示願います。	受託者が仕様書の要求を満たす内容で加入しております。
13	仕様書・9ページ	（別表１）	施設内の清掃について、各児童室に設置されているエアコンのフィルター清掃、カーペットのクリーニング、ワックスがけ等、専門事業者による対応が必要な清掃作業があれば現在の実施状況等をご教示願います。その際の費用負担は受託者側として理解すればよろしいでしょうか。	施設内の清掃作業については、委託料の範囲内で受託者側に実施をお願いしております。

	該当文書・ページ番号	該当項番	質問内容	回答
14	仕様書・9ページ	（別表２）	支援員等の職員用の駐車場について、学校施設内への駐車は可能でしょうか。使用可能な場合、駐車場使用料等が発生するようであれば金額等、ご教示願います。	駐車場の場所が学校施設内かどうかは各放課後児童室によって異なりますが、駐車場使用料は現在発生しておりません。
15	仕様書・9ページ	（別表２）	職員駐車場借上料・保護者送迎用駐車場借上料の有無をご教示ください。また、現在利用している駐車場がある場合、駐車場所・令和7年度の職員駐車場借上料・保護者送迎用駐車場借上料の実績をご教示ください。	現在、駐車場借上料は発生しておりません。
16	仕様書・9ページ	（別表２）	消耗品費（運営に係る用品）・食糧費（おやつ代等）について令和７年度の実績額を児童会毎にご教示ください。 ※おやつ代は保護者負担金に含まれているという認識ですが、一人あたりのおやつ代をご教示ください。	利用料月額8,000円のうち、各児童室の支援員等が予算に応じて購入しております。
17	仕様書・9ページ	（別表２）	報償費・旅費・損害賠償保険及び傷害保険料・支援員に係る経費（支援員募集費・健康診断費・ 研修参加費・被服費、等）における令和７年度の実績額を児童室毎に教えてください。また、清掃委託料について清掃内容もご教示ください。	支援員の雇用や研修等は委託料の範囲内で受託者が行っているため、市では詳細な情報をお示しできません。清掃についても同様です。
18	仕様書・9ページ	（別表２）	修繕費について受託者負担になる基準はありますでしょうか。基準があるのであれば、金額をご教示ください。	施設、設備、備品等の修繕については、管理上の瑕疵に伴う損害以外は基本的には市が行いますが、日常の簡易的な修繕を受託者が行うこともあります。
19	仕様書・9ページ	（別表２）	賃借料の負担については裾野市様と記載がありますが、契約主体についても裾野市様という認識でよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
20	別紙 見積もり前提条件	2.前提条件	連絡アプリ等専用ツールを導入について現在はルクミーを使用しているとのことですが、ルクミーの継続使用が望ましいものなのか、新たな連絡用アプリの導入は可能かをご教示願います。	連絡アプリ等の専用ツールについて、種類は問いません。
21			現状の運営委員会等の開催有無、頻度について、ご教示ください。	開催しておりません。
22			保護者会等の開催について、現状の保護者会の有無、会の開催頻度について、ご教示ください。	開催しておりません。
23			各児童室の平均児童出席数をご教示ください。また、現在の待機児童数をご教示ください。	市では各児童室の平均児童出席数を算出しておりません。 現在の待機児童数は０人となります。
24			各児童室の携帯電話の台数や、インターネットの整備状況についてもご教示ください。また、現在利用している携帯電話やインターネット設備がある場合、令和7年度の携帯電話料金、またはインターネットの設備料金の実績をご教示ください。	各放課後児童室にFAX・子機付の固定電話を１つ設置しております。 また、市ではインターネットの環境を整備しておりません。
25			児童の送迎がある場合、送迎にかかる費用は委託費に含まれているという認識ですが、児童クラブ毎の現在の送迎ルート、1日当たりの往復回数、対象児童数、運転者の人数、運転者の送迎にあたっての保持資格（中型または大型自動車免許など）、車種（バス、乗用車など）をご教示ください。また西小学校から民間借家までの距離をご教示ください。	児童の送迎は想定しておりません。 西小学校第3・5放課後児童室は約30m、西小学校第4・6放課後児童室は約600mとなります。
26			土砂災害警戒区域・浸水想定区域等のうち、現時点で裾野市様が把握している箇所で公表資料に掲載していない箇所がある場合、可能な限りご教示ください。 災害時の開室・閉室の判断基準、学校や裾野市様との連絡体制についてご教示ください。	公表資料に掲載しているものが全てとなります。 災害時の開室・閉室の判断基準については、学校の判断に準じて取り扱っております。